

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学情報公開規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>様式第 2 号 法人文書開示決定通知書 [別紙参照]</p> <p>様式第 3 号 法人文書不開示決定通知書 [別紙参照]</p> <p>様式第 13 号 法人文書の開示決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 22 号 異議申立てに対する決定通知書(通知) [別紙参照]</p>	<p>様式第 2 号 法人文書開示決定通知書 [別紙参照]</p> <p>様式第 3 号 法人文書不開示決定通知書 [別紙参照]</p> <p>様式第 13 号 法人文書の開示決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 22 号 異議申立てに対する決定通知書(通知) [別紙参照]</p>	

附 則 (25 規程第 22 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

現行	改正案	備考
<p>様式第2号</p> <p style="text-align: right;">農工大総第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">法人文書開示決定通知書</p> <p>(開示請求者) 様</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学長 印</p> <p>平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定 に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律 第160号）<u>第6条</u>の規定により、この決定があったことを知った 日の翌日から起算して60日以内に、<u>国立大学法人東京農工大学長</u> に対して異議申立てをすることができます。</p>	<p>様式第2号</p> <p style="text-align: right;">農工大総第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">法人文書開示決定通知書</p> <p>(開示請求者) 様</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学長 印</p> <p>平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定 に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (省略) (現行どおり)</p> <p>* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律 第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して 異議申立てをすることができます <u>(なお、決定があったことを知っ た日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の 翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることが</u></p>	

<p>3 (省略)</p> <p>「法人文書開示決定通知書」(裏面又は別添) <説明事項></p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 不開示部分に係る異議申立て等</p> <p><u>開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学長に対して異議申立てをすることができます。</u></p> <p>4～5 (省略)</p>	<p><u>できなくなります。)</u>。</p> <p><u>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>。</p> <p>3 (省略) (現行どおり)</p> <p>「法人文書開示決定通知書」(裏面又は別添) <説明事項></p> <p>1～2 (省略) (現行どおり)</p> <p>3 不開示部分に係る異議申立て等</p> <p><u>決定に不服がある場合は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、異議申立て又は取消訴訟を提起することができます。詳しくは表の「2 不開示とした部分及びその理由」の「*」をお読みください。</u></p> <p>4～5 (省略) (現行どおり)</p>	
--	---	--

様式第3号

農工大総第 号

平成 年 月 日

法人文書不開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定
に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知しま
す。

記

1～2 (省略)

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法
律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知
った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工
大学長に対して異議申立てをすることができます。

様式第3号

農工大総第 号

平成 年 月 日

法人文書不開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定
に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知しま
す。

記

1～2 (省略) (現行どおり)

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律
第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌
日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して
異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知っ
た日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の
翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることが
できなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事
件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定が

<p>* 担当部課</p>	<p><u>あったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</u></p> <p>* 担当部課</p>	
---------------	---	--

様式第 1 3 号

農工大総第 号
平成 年 月 日

法人文書の開示決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者） 様

国立大学法人東京農工大学長 印

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 4 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1～3 （省略）

* 担当部課

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に国立大学法人東京農工大学長に対して異議申立て

様式第 1 3 号

農工大総第 号
平成 年 月 日

法人文書の開示決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者） 様

国立大学法人東京農工大学長 印

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 4 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1～3 （省略）（現行どおり）

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に国立大学法人東京農工大学に対して異議申

をすることができます。

立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当部課

様式第 2 2 号

農工大総第 号
平成 年 月 日

異議申立てに対する決定通知書（通知）

（開示請求者） 様

国立大学法人東京農工大学長 印

年 月 日付けで異議申立てのありました件については、次の
とおり決定しましたので通知します。

- 1 異議申立てのあった法人文書の名称
- 2 異議申立てに対する決定
- 3 異議申立てに対する決定の理由

様式第 2 2 号

農工大総第 号
平成 年 月 日

異議申立てに対する決定通知書（通知）

（開示請求者） 様

国立大学法人東京農工大学長 印

年 月 日付けで異議申立てのありました件については、次の
とおり決定しましたので通知します。

- 1 異議申立てのあった法人文書の名称
- 2 異議申立てに対する決定
- 3 異議申立てに対する決定の理由

* この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟
法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があった
ことを知った日から 6 か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告
として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することがで
きます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であつ
ても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを
提起することができなくなります。）。

* 担当部課	* 担当部課	
--------	--------	--